

習志野市教育委員会会議録
(平成23年第4回定例会)

- 1 期 日 平成23年4月27日(水)
習志野市教育委員会事務局大会議室
開会時刻 午後3時00分
閉会時刻 午後4時50分
- 2 出席委員 委 員 長 青 木 克 己
委 員 星 野 龍 子
委 員 澤 村 洋 子
委 員 鈴 木 大 地
委 員 植 松 榮 人
- 3 出席職員 教育総務部長 柴 崎 一 雄
学校教育部長 押 田 俊 介
生涯学習部長 藤 田 勉
教育総務部参事 若 林 一 敏
学校教育部参事 加 藤 清 一
学校教育部参事 染 谷 昭 子
学校教育部次長 江 口 和 夫
生涯学習部次長 早 瀬 登 美 雄
学校教育部副参事 鈴 木 博
生涯学習部副技監 及 川 隆 志
生涯学習部副参事 井 澤 元 行
企画管理課長 飯 島 稔
施設課長 江 口 浩 雄
学校教育課長 小 熊 隆
指導課長 長 安 誠
総合教育センター所長 村 田 均
学校給食センター所長 廣 瀬 功 一
社会教育課長 星 昌 幸
生涯スポーツ課長 松 岡 秀 善
青少年課長 浅野目 俊 紀
青少年センター所長 大 野 博 之
菊田公民館長 佐々木 とも代
教育総務部主幹 松 本 健 志
教育総務部主幹 本 城 利 恵 子
学校教育部主幹 江 川 陽 史
学校教育部主幹 真 田 知 幸
学校教育部主幹 小 林 伸 二
生涯学習部主幹 猪 股 昭 喜
生涯学習部主幹 片 岡 利 江

4 会議内容

委員長が

平成23年習志野市教育委員会第4回定例会の開会を宣言

委員長が

「指定管理者の指定について（習志野市芝園テニスコート・フットサル場）」及び、「習志野市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定について」を議事日程に追加することについて諮り、全員異議なく提案どおり決定され、「指定管理者の指定について（習志野市芝園テニスコート・フットサル場）」を議案第13号、「習志野市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定について」を議案第14号とし、議事日程に追加した。

委員長が

会議規則第15条の規定により、報告事項（3）、（4）、（6）及び議案第8号ないし議案第13号を非公開とすることについて諮り、全員異議なく非公開と決定された。

委員長が

本日の日程について、報告事項（3）、（4）、（6）及び議案第8号ないし議案第13号を協議事項の後に審議することについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

委員長が

平成23年第3回定例会の会議録について承認を求め、全員異議なく承認された。

報告事項（1） 平成23年習志野市議会第1回定例会一般質問について

（企画管理課）

企画管理課長が

平成23年2月28日から3月4日に行われた平成23年習志野市議会第1回定例会一般質問（教育委員会分）について、10名の議員から17件の質問があった。その主なものを報告する。

まず、公共施設の老朽化に伴う「大久保公民館建て替え」、「公共施設再生計画」についての質問が、2名の議員からあった。答弁主旨としては、大久保公民館・市民会館は、昭和41年の竣工から44年が経過し、施設や設備の老朽化が進んでいる状況であり、その周辺にある大久保図書館や屋敷公民館なども同様に施設竣工から30年以上経過しており、老朽化が進んでいる状況にある。これらの施設については、改修・設備の更新などの老朽化対策や施設整備にて対処しているところであるが、施設の建て替えは大きな課題であると考えている。今後については、現在、経営改革推進室が策定を進めている「公共施設再生計画」の内容を踏まえ、大久保公民館・市民会館を含む生涯学習施設全体の施設再編を視野に入れた中で検討しなくてはならないと認識している、と答弁している。

なお、「公共施設再生計画」に係る現在の状況としては、「公共施設再生計画検討専門協議会」において、老朽化が進む公共施設を、将来にわたり持続可能な量と質への転換、また、少子高齢化による人口減少や厳しい財政状況などを勘案し、専門的見地から、6名の委員

により、平成22年8月から平成23年3月の間で、全5回の議論を重ねた後、平成23年3月24日に、市長へ「習志野市公共施設再生計画策定に対する提言書」が提出されたところである。

次に、「教育問題について」ということで、「学校給食」「学童保育」「社会教育」のそれぞれの現状と今後についての質問があった。答弁主旨として、「学校給食」について、本市では、健全な食習慣の育成と、安全で安心な学校給食の実施を基本方針にしており、児童生徒の将来にわたる健康な食習慣の育成を図り「生きる力」を育むような食に関する指導を担当や養護教諭、栄養職員などが連携し、学校全体で取り組んでいる。また、地元の食材や国産の食材を使用し栄養バランスのとれた給食の提供に努めており、その中でも、調理業務委託校においては、魅力あるおいしい学校給食が提供され好評を得ている。今後も、児童生徒の健全な食習慣の育成と、安全・安心な学校給食が実施されるよう努めていく、と答弁している。

「学童保育」については、本市の児童会運営は公設公営のもと、定員制を取らず、学校敷地内に、開設し運営している。また、平成22年度は、放課後児童指導員の待遇について改善を図り、今後の（仮称）鷺沼第二児童会の開設に向け、現在準備を進めているところである。その他、夏の暑さ対策として、冷房機器の増設等の整備を検討するなど、施設整備に重点を置き、安全安心な児童会の運営に取り組んでいきたいと考えている、と答弁している、と概要を報告

委員が

大久保公民館・市民会館が竣工から44年経つとあるが、耐用年数はどれくらいを想定しているのか、と質問

社会教育課長が

鉄筋コンクリート造の建物として一般的に50年と考えている、と回答

委員が

耐用年数まであとわずかだが、今後の計画はまだできていないのか、と質問

社会教育課長が

答弁でも言っているが、現在、経営改革推進室が策定を進めている「公共施設再生計画」の内容を踏まえ、大久保公民館を含む生涯学習施設全体の施設再編を視野に入れた中で検討しなくてはならないと認識している、と回答

委員が

今回の震災で影響は出ていないのか、と質問

社会教育課長が

大久保公民館・市民会館については、使用を停止しなければならないような被害はなかった、と回答

委員が

地震の後に「習志野市公共施設再生計画策定に対する提言書」が提出されたという事なので、より早急に公共施設のあり方の検討を進めてほしい、と要望

委員が

保護者負担の軽減に関する質問での、「公平性を図る観点から、市費負担を廃止した。」とはどのような意味か、と質問

学校教育部長が

財源に限られる中、校外学習バスと小学校の文化ホールの使用については、各学校で行先や使用の有無が異なり、かかる費用も学校ごとに違い、差が出てしまうため、市費による負担を廃止し、保護者負担とした。しかしながら、どこの学校でも同じ活動をする行事の交通費や使用料については引き続き市費負担としている、と回答

委員が

特別支援教育に関する答弁における、専門家である調査員はどのような方なのか、と質問

指導課長が

実際に特別支援学級等で指導し、研修等にも参加している教員である、と回答

委員が

学校体育施設の使用について、現在の使用状況や許可の際の基準及び節電により照明の使用はどのようになっているのか、と質問

学校教育部長が

学校教育及び施設管理上支障がなく、社会教育及び社会体育での利用や法令に基づいて使用する等の場合には、学校長の権限で許可することができる。3月の震災以降は計画停電等もあったため、夜間の使用を中止していたが、東京電力から当分の間、計画停電を行わないという発表がされた後は50%の節電をお願いしながら使用を再開している、と回答

委員長が他に質疑なしと認め、報告事項（1）は了承された。

報告事項（2） 習志野市教育委員会決裁規程の一部を改正する訓令について

（企画管理課）

企画管理課長が

習志野市臨時職員等取扱要領の改正に伴い、臨時職員の内、「日々雇用職員」の名称を廃止し、「一般職非常勤職員」として位置付けるものである。主な待遇面等の変更としては、身分関係の内、雇用期間について、従前は、原則2ヶ月から4ヶ月であったものを、改正後は1年以内としている。休暇関係については、忌引、公民権行使、交通機関の事故等による有給（賃金支払いの形）での特別休暇を付与できる等、拡充しているものである。なお、決裁規程の改正については、教育委員会から教育長に、その権限に属する事務として委任されているものであり、平成23年4月1日より施行しており、今回、報告事項という形で報告するものである、と概要を報告

委員長が質疑なしと認め、報告事項（２）は了承された。

報告事項（５） 臨時代理の報告について
（習志野市放課後児童健全育成事業条例施行規則の一部改正について）
（青少年課）

青少年課長が

鷺沼児童会の児童数が今後も増加するという予測のもと、大規模化を解消するために鷺沼第二児童会を同じく鷺沼小学校の敷地内に開設した。工事完了後、開設までに教育委員会会議を招集する暇がなく、教育長臨時代理により処理したため、本定例会で報告するものである、と概要を報告

委員が

放課後児童会の児童数については流動的かつ予測も難しいため、他の放課後児童会と不公平にならないように十分な配慮をしてほしい、と要望

委員長が質疑なしと認め、報告事項（５）は了承された。

議案第 7 号 平成 23 年度習志野市教育委員会顕彰規程に基づく表彰について
（企画管理課）

企画管理課長が

習志野市教育委員会顕彰規程第 3 条及び第 6 条の規定に基づき、本市の学校教育又は社会教育の振興等に関し、特に功績のあった個人又は団体を、表彰しようとするものである。内容としては、3 月 19 日に開催された「第 34 回全日本アンサンブルコンテスト」において、習志野市立習志野高等学校 吹奏楽部 <金管八重奏>が、高校の部で金賞（全国一位相当）を受賞したことにより表彰状を授与しようとするものである、と概要を説明

委員長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第 7 号は全員賛成で原案どおり可決された。

議案第 14 号 習志野市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例の施行期日を定める規則の制定について
（生涯スポーツ課）

生涯スポーツ課長が

千葉県企業庁より移管される予定の芝園公園内のスポーツ施設の名称等を定める、習志野市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例が平成 22 年習志野市議会第 4 定例会にて可決されたが、施設の整備期日及び移管日が不確定であったことから施行期日は教育委員会規則で定めるとしていた。このたび、施設の開設の準備が整ったため、平成 23 年 5 月 1 日を条例の施行期日として規則の制定をしようとするものである、と概要を説明

委員長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第14号は全員賛成で原案どおり可決された。

協議第1号 次回教育委員会の期日について協議し、平成23年5月25日（水）午後3時に決定された。

<報告事項（3）、（4）、（6）及び議案第8号ないし議案第13号は非公開>

報告事項（3） 臨時代理の報告について
（平成22年度教育費予算（3月補正）について） **（企画管理課）**

企画管理課長が
報告事項（3）は、習志野文化ホール復旧工事に伴い、平成22年度から35年度までの債務負担行為設定について、習志野市教育委員会行政組織規則第4条第1項の規定により、教育長が臨時代理したので報告するものである。具体的には、平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震により、習志野文化ホールの天井が一部落下するなどの被害を受け、現在休館しているため、財団法人習志野文化ホールでは、早期復旧にあたり3月中の工事請負契約を締結し5月の連休明けの開館を目指す方針として、本市に対し債務負担行為設定に係る協議・依頼があったことから3月24日付けで教育長が臨時代理し、市長への申入れをおこなった結果、同日付けで地方自治法第179条第1項の規定により、市長の専決処分とし確定したものである。この債務負担行為設定により、財団法人習志野文化ホールが復旧工事を行うにあたっての資金調達分について8千万円を限度として、銀行からの借入れ元金および利息を平成35年度まで助成するものである、と概要を説明

委員長が質疑なしと認め、報告事項（3）は了承された。

報告事項（4） 習志野市立秋津小学校学校運営協議会委員の任命について
（指導課）

指導課長が
習志野市立秋津小学校学校運営協議会委員の任命について、概要を報告

報告事項（4）は了承された。

報告事項（6） 臨時代理の報告について
（平成23年度教育費予算（1号補正）について） **（企画管理課）**

企画管理課長が
報告事項（6）は、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害

の早期復旧対応として習志野市教育委員会行政組織規則第4条第1項の規定により、教育長が臨時代理したので報告するものである。具体的には、学校施設の安全性の確保や学校運営への影響及び公共施設開館上の市民の安全性の確保の他、未だスポーツ施設については一部閉鎖している状況にあることに鑑み、23年度当初対応分として、総合教育センターをはじめとする災害復旧に係る改修工事等について、平成23年4月1日付けで教育長が臨時代理し市長への申入れを行い、同日付けで地方自治法第179条第1項の規定により、市長の専決処分として災害復旧事業分、金額1億1千60万円が確定したものである。なお、津田沼小学校の東棟及び西棟高架水槽の配管亀裂補修などをはじめとする危険性・安全性の観点から地震発生後、直ちに対応した22年度の復旧対応は金額にして3千470万円である、と概要を説明

委員長が質疑なしと認め、報告事項(6)は了承された。

議案第8号 平成23年度教育費予算(6月補正)について

(企画管理課)

企画管理課長が

今回、提案する議案は、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害の早期復旧及び放課後児童会の規模適正化を図るため必要となる経費として、平成23年度6月補正予算について、市長に申し入れを行うものである。災害復旧事業として、小学校では、大久保小学校他、14校の被害箇所の改修に係る工事費として6千104万1千円、中学校では、第一中学校、他6校の被害箇所の改修に係る工事費として4千323万1千円、公民館では、屋敷公民館、袖ヶ浦公民館の被害箇所の改修に係る工事費として3千124万円、体育施設では、秋津野球場、サッカー場の被害箇所の改修に係る工事費として見積り中のものは除き、1千912万8千円、学校給食センターの被害箇所の改修に係る工事費として、見積り中のものは除き、186万5千円となっている。また、災害復旧に係る事業ではないが、藤崎児童会の大規模化に対する児童の規模適正化を図るべく建設に向けた地盤のボーリング調査及び実施設計を行う経費として470万4千円を計上している、と概要を説明

委員が

6月補正では、補正予算が市議会で議決されなければ予算執行ができない。学校生活を円滑にするためにも、より早い対応はできないものか、と質問

教育総務部参事が

6月補正は市議会で予算可決後の執行となるが、より緊急性のあるものについては、報告事項(6)で報告したように、平成23年4月1日付けで教育長の臨時代理及び市長の専決で対応している、と回答

委員が

小学校、中学校における災害復旧事業のみ国から助成があるのか、と質問

施設課長が

まだ不確定ではあるが、過去の災害復旧の状況から小・中学校の災害復旧事業については国庫支出金を計上した、と回答

委員が

地震の被害が大きかった公民館、図書館はどこか。建物の構造上の問題等があったのか、と質問

社会教育課長が

公民館は袖ヶ浦公民館、図書館は新習志野図書館が構造上の問題というよりも液状化の影響を受け、被害が大きかった、と回答

委員が

エキスパンションジョイント部の破損が多く为学校であるが、学校生活での影響はどの程度あるのか、と質問

施設課長が

エキスパンションジョイント部は学校施設の構造上、揺れを吸収する箇所であり、想定内の破損である。大きな危険性はないので、学校生活では特に問題はないが、工事の際に多少の音は出るので、工事を行う時間帯等を業者と協議していきたいと考えている、と回答

委員が

報告事項（３）の習志野文化ホールも含め、天井の破損が多くあるが、復旧の際にはより強固な作りに変えるのか、と質問

施設課長が

天井の作りにもよるが、揺れを吸収しやすい構造にするか、ネットを張って、天井が落ちても問題ないような処置をする、と回答

生涯学習部次長が

習志野文化ホールについては屋根から天井を吊るす吊りボルトの数を増やしアングルの太さを倍にすると共に間隔を半分にすること等で、補強している、と回答

委員が

児童会設計に係るボーリング調査はどのようなものか。また、どの児童会でもされているのか、と質問

施設課長が

建物を建てる場合に地盤が安全であるか、杭を打つ必要があるか等を確かめるために行うものであり、一般的に設計をする際に土壤の調査をしている、回答

委員長が他に質疑なしと認め、採決の結果、議案第８号は全員賛成で原案どおり可決された。

議案第 9 号 習志野市教育機関設置及び管理に関する条例の一部改正について
(社会教育課)

社会教育課長が

民間の活力を活用し、図書館サービスの拡大を図ると共に、経費削減を図るために、習志野市立図書館のうち、東習志野図書館、新習志野図書館、藤崎図書館及び谷津図書館の4館に指定管理者制度を導入することを目的に、習志野市教育機関設置及び管理に関する条例の一部改正を市長に申し入れようとするものである、と概要を説明

委員が

大久保図書館と他の図書館で、開館時間が違うことで運営に支障はないのか、と質問

生涯学習部副参事が

もともと、すべての図書館が午前9時から午後5時までの開館であったが、大久保図書館が試験的に木曜日を午後7時までの開館とし、その後、他の4図書館での開館時間の延長については、利用者アンケートを実施し、土曜日に午後7時まで開館することとした経緯がある。指定管理者制度導入後も夜間開館は同様に行う予定であるが、大久保図書館が閉館している時間に他の4図書館が開館することになるので、何かあった時にも対応できる体制を取る必要があると認識している、と回答

委員が

利用者側からすると、夜間開館が分散している方が、利用しやすい環境である、と発言

委員長が他に質疑なしと認め、採決の結果、議案第9号は全員賛成で原案どおり可決された。

議案第 10 号 習志野市史編さん委員会委員の委嘱及び任命について
(社会教育課)

社会教育課長が

習志野市史編さん委員会委員の委嘱及び任命について、概要を説明

採決の結果、議案第10号は原案どおり可決された。

議案第 11 号 習志野市社会教育委員の委嘱について
(社会教育課)

社会教育課長が

習志野市社会教育委員の委嘱について、概要を説明

採決の結果、議案第11号は原案どおり可決された。

議案第12号 習志野市公民館運営審議会委員の委嘱について

(社会教育課)

社会教育課長が
習志野市公民館運営審議会委員の委嘱について、概要を説明

採決の結果、議案第12号は原案どおり可決された。

議案第13号 指定管理者の指定について

(習志野市芝園テニスコート・フットサル場)

(生涯スポーツ課)

生涯スポーツ課長が

議案第13号は習志野市芝園テニスコート・フットサル場の指定管理者の指定について市長に申し入れるものである。応募については公募によるものとし、2事業者より申請があり、審査の結果、これまでの実績や施設の維持管理に運営経験を有すること、更にはテニス・フットサルの振興普及に意欲を持っていること等を総合的に勘案し、候補者として財団法人習志野市スポーツ振興協会を選定した、と概要を説明

委員が

どのような事業者が応募してきたのか、と質問

生涯スポーツ課長が

申請書を提出した2社のうち、1社は財団法人習志野市スポーツ振興協会で、もう1社は鎌ヶ谷市を本拠地としてテニススクールを運営している事業者である、と回答

委員が

選定のポイントはどのようなものか。また決まったことによるメリットは何か、と質問

生涯スポーツ課長が

選定においては、施設の設置目的を理解し、公の施設の管理運営についての考え方が妥当であること、経済的に安定していること、管理経費の縮減が図られていること、市内各種スポーツ団体との連携・協力によりスポーツ振興が図られること、施設の管理者としての管理運営実績があることを重点項目とした。メリットとしては、重点項目が達成できることの他に、市が示した指定管理料を大幅に上回る経費の縮減がなされたことがあげられる、と回答

委員が

どのような方法で事業者を選定したのか、と質問

生涯スポーツ課長が

指定管理者の選定にあたっては、習志野市の公の施設における指定管理者制度の実施に関する指針に基づき、生涯学習部内の指定管理者制度検討委員会において、候補者の評価

を行ったのち、習志野市教育委員会候補者選定委員会で審査を行い、候補者を選定した。主な評価項目としては、市民の平等な利用の確保、管理を安定して行う能力、施設の効用を最大限に引き出す能力、施設の管理経費の節減、施設の管理運営実績等がある、と回答

委員が

指定管理者制度を導入することで、どの程度の財政効果があるのか、また申請をした2社ではどのくらい差があるのか、と質問

生涯スポーツ課長が

習志野市で試算した平成23年10月から半年間の指定管理料647万4千円を限度額として提案を求めたところ、習志野市スポーツ振興協会は317万8千円、もう1社は600万円という提案額であった。そのため、候補者であるスポーツ振興協会では、年間にすると659万2千円の財政効果が見込まれる、と回答

委員が

習志野市が示した金額とかなり差があるが、運営上問題はないのか、と質問

生涯スポーツ課長が

市が示した指定管理料は人件費及び施設の管理運営費等の経費の試算から施設使用料等の収入の試算を差し引いて算出したものであるが、スポーツ振興協会ではテニススクールやフットサルの普及事業等の自主事業を展開し、施設使用料以外にもさらに収入が見込めることから、市が示した金額よりも低い金額を提案できた、と回答

委員が

現状以外に備品や設備が必要となった場合は市が負担するのか、それとも指定管理料に含まれているのか、と質問

生涯スポーツ課長が

平成23年9月末までの直営期間中に検証する必要があると思うが、原則的には、現状の設備・備品での運営を前提での提案なので、自主事業等で必要な設備・備品は、指定管理者で用意していただくことになる、と回答

委員が

他の施設では、駐車場が問題になることが多い。良い施設を作ったのだから、9月までの市が直接運営を行っている間に、様々な問題に対する対応を検討してほしい、と要望

委員長が他に質疑なしと認め、採決の結果、議案第13号は全員賛成で原案どおり可決された。

委員長が

平成23年習志野市教育委員会第4回定例会の閉会を宣言